

発議第 4 号

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 28 年 12 月 21 日 提出

瀬戸内市議会議長 平原 順二 様

提出者 瀬戸内市議会議員 小谷 和志

賛成者 瀬戸内市議会議員 石原 芳高

（提案理由）

政府の「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」から 2025 年の必要病床数の推計結果が発表され、今後、病床数の大幅な削減を求められることが懸念される場所であるが、国が一方的に病床削減を強いることは、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなるおそれがあるばかりでなく、結果的に地域の医療提供体制の崩壊をまねくおそれがあるため、都道府県が策定する「地域医療構想」が、地域の実情に応じた現実的な内容となるよう推定方式の抜本的な見直しを行うことを強く要請するものである。

「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書（案）」

政府の「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」から2025年の必要病床数の推計結果が発表され、今後、国から病床数の大幅な削減を求められることが懸念される場所である。

地域の医療提供体制の確保は、国民のいのちと健康を守り、安心して生活するための最重要課題であり、今後もその必要性は変わらないものである。

持続可能な社会保障制度の確立は必要であるが、国が一方向的に病床削減を強いることは、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなるおそれがあるばかりでなく、医療機関の経営基盤を揺るがすとともに、医療従事者の雇用機会の喪失につながり、結果的に地域の医療提供体制の崩壊をまねくことになる。

よって、国は、都道府県が策定する「地域医療構想」が、地域の実情に応じた現実的な内容となるよう推定方式の抜本的な見直しを行うことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岡山県瀬戸内市議会

内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣 殿